

第6期中山間地域等直接 支払制度について

(1) 制度内容について

(1) 制度概要について

①中山間地域直接支払制度とは...

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みのこと。

(1) 制度概要について

②対象地域

9 法地域（法律により定められた地域）が対象

※氷見市は能登半島振興法により全域が対象となっている。

(1) 制度概要について

③対象農用地の基準

- ①急傾斜地 田：1/20以上
畑・草地・採草放牧地：15°以上
- ②緩傾斜地 田1/100以上1/20未満
畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満
- ③小区画・不整形な田
- ④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地

(1) 制度概要について

④ 交付単価

地目	区分	交付単価
田	急傾斜 (1/20)	21,000
	緩傾斜 (1/100)	8,000
畑	急傾斜 (15°)	11,500
	緩傾斜 (8°)	3,500
草地	急傾斜 (15°)	3,000
	急傾斜 (8°)	1,500
	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,000
採草放牧地	急傾斜 (15°)	1,000
	緩傾斜 (8°)	300

注1) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある記入、緩傾斜の単価と同額になります。

注2) 交付単価は上限単価です。

注3) 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

(2) 第5期対策からの変更点について

(2) 第5期対策からの変更点について

①体制整備単価（10割単価）の交付要件が変更

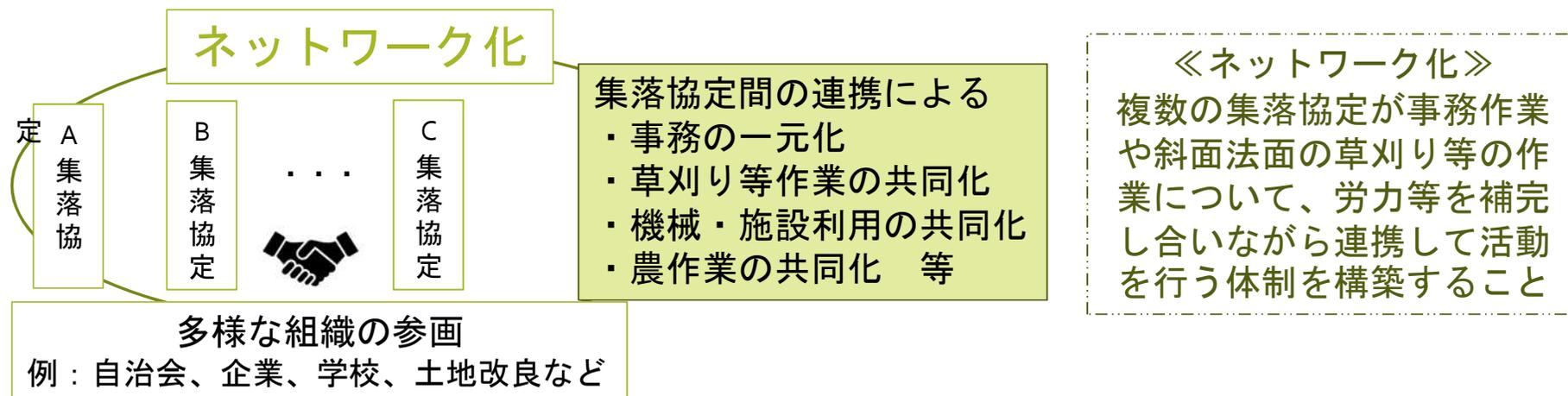
これまでの「~~集落戦略~~」要件 廃止

「ネットワーク化活動計画」
を作成することで、
10割単価の交付要件を満たす

(2) 第5期対策からの変更点について

①体制整備単価（10割単価）の交付要件が変更

「ネットワーク化活動計画」とは…



集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

(2) 第5期対策からの変更点について

①体制整備単価（10割単価）の交付要件が変更

ネットワーク化した協定の活動例

○事務の一元化の例

共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。

○草刈り等作業の共同化の例

集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。

○機械・施設の利用の共同化の例

それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。

○農作業の共同化の例

担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。

(2) 第5期対策からの変更点について

①体制整備単価（10割単価）の交付要件が変更

ネットワーク化活動計画の作成とネットワーク化実現へのステップ

地域計画における農地利用の将来像などの将来ビジョンを踏まえながら、協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

①集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

★体制整備単価（10割単価）の適用開始

②協定参加者での話合う（総会や役員会等）

ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定において、ネットワーク化活動計画の記載項目について話合い

③ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出

ネットワーク化等の実現に向けた計画が透明化

④活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

体制整備単価にて申請される場合は集落協定書を提出する際に1度ネットワーク化活動計画（案）を作成し、ご提出下さい。

(2) 第5期対策からの変更点について

①体制整備単価（10割単価）の交付要件が変更 ネットワーク化活動計画の記載例（1部抜粋）

1つ以上
選択

該当	取組	対象協定
	①ネットワーク化	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定
	②統合	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定
		新たに統合を行う予定はないが、既に10以上の集落協定となっており
	③多様な組織等の参画	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定。

①～③のいずれか1つの取組を選択する必要がある。

(2) 第5期対策からの変更点について

①加算措置について

① 棚田地域振興活動加算 (継続)

② 超急傾斜農地保全管理加算 (継続)

③ ネットワーク化加算 (新設)

④ スマート農業加算 (新設)

⑤ 集落機能強化加算の経過措置

(5期対策中に交付を受けていた集落協定のみ)

① 棚田地域振興活動加算（継続）

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

単価：10,000円/10a 急傾斜地 田：1/20以上、畑：15°以上
14,000円/10a 超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20°以上

達成目標

- ア 棚田等の保全
- イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
- ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田地域振興活動加算（継続）

ア～ウの各々について定量的な（具体的な数値）目標を1つ以上、計3つ以上の目標を設定。

その3つの中に

- ・ 棚田の価値を活かした活動
- ・ 集落機能強化（人材の確保含む）
- ・ 生産性向上

に関する目標を含める必要があります。

ア 棚田等の保全

(達成目標記載例)

【集落機能強化】

- ・ ○○棚田の保全活動に取り組む人数を○人から●人に増やす。

【生産性向上】

- ・ ○○棚田でリモコン式草刈機（ドローン）を導入し、共同で行う草刈り（防除等）の面積を●%増やす。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

(達成目標記載例)

【生産性向上】

- ・ 食味基準を設ける等により、品質向上を図り棚田米の販売量（販売額）を▲トン（▲円）から●トン（●円）に増やす。

【棚田の価値を活かした活動】

- ・ ○○棚田にコミュニティサロンを開設する。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

(達成目標記載例)

【集落機能強化】

- ・ ○○棚田における棚田オーナー等の交流人口を▲人から●人に増やす。

【棚田の価値を活かした活動】

- ・ 棚田の周辺に直売所（農家レストラン）を整備し、年間●円の売上を達成する。
- ・ 棚田の周辺に遊歩道を整備し、観光客を年間●%増やす。

【生産性向上】

- ・ 棚田米を原料とした○○（加工品）の販売量を▲トンから●トンに増やす。

②超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算
単価：6,000円／10a（地目にかかわらず）
田の場合 傾斜が1/10以上

達成目標

- ア 超急傾斜農地の保全
- イ 超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進等

ア 超急傾斜農地の保全

○法面の維持・補修

(達成目標記載例)

当該農地の法面について、石積みの補修〔防草シートの設置等〕による適切な維持管理を実施する。

○鳥獣害防止施設の設置・維持

(達成目標記載例)

鳥獣害防止のため、当該農地を含む協定農用地周辺に設置されているワイヤーメッシュや電気柵等を設置し、維持する。

イ 超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進等

○市町村・J A等と連携したイベント等における農産物のP R

(達成目標記載例)

当該農地を含む協定農用地で生産される農産物や、超急傾斜における取組についてまとめたパネルを、展示ブースを設けてP Rする。

○棚田オーナー制度

(達成目標記載例)

当該農地を含む協定農用地において、都市住民を対象とする棚田オーナー制度を実施する。

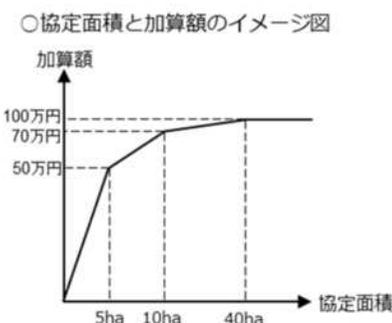
③ ネットワーク化加算

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

単価：10,000円/10a（～5ha部分）
4,000円/10a（5～10ha部分）
1,000円/10a（10～40ha部分）

対象農地：①又は②の集落協定農用地

- ① 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）
または20ha以上の統合を行った協定
- ② 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、
新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業者団体以外の組織が活動
に参画する協定
（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）



③ ネットワーク化加算

達成目標

定量的な目標を設定する。

(達成目標記載例)

- 高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる。
- 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の○%で機械利用の共同化を行う。
- 加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる。
- 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。
- ○○○の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。
- 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。

⑤ スマート農業加算

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算
単価：5,000円/10a（地目にかかわらず）

達成目標

定量的に目標を1つ以上定める

【対象活動の例】

- リモコン式自走草刈機による除草
- ドローンによる播種・防除・農薬散布
- 水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入 など

○農業生産性の向上を図る取組

(達成目標記載例)

- ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる）。
- リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間／日だけ減少させる（リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる）。

④ 集落機能強化加算の経過措置

第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地

※ネットワーク化加算との重複は不可

単価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

達成目標

定量的に目標を1つ以上定める

【対象活動の例】

- 高齢者の見回り
- 買い物支援（送迎等）
- 雪下ろし作業

○新たな人材の確保に関する取組

(達成目標記載例)

- ・ ○○の収穫ボランティアを●名受け入れる。
- ・ 就農を目的とした移住体験の環境を整備する。

○集落機能を強化する取組

(達成目標記載例)

- ・ NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービス、買い物支援、高齢者世帯の雪下ろし作業を実施する。
- ・ 既存の地域運営組織との新たな連携体制を構築し、関係組織数を現状の▲組織から●組織に増やす。
(土地改良区や営農組合と連携し事務負担を軽減する等)

加算措置の留意点

○令和11年度までに目標未達成であれば
遡求返還

○棚田地域振興活動加算を受ける場合

②超急傾斜農地保全管理加算

④集落機能強化加算

⑤生産性向上加算 との重複は×

加算措置の留意点

○複数活用する場合

- ・ 2つめ以降の加算単価1,000円減額は廃止（減額されなくなりました。）
- ・ 加算措置ごとに異なる取組・目標を設定

○超急傾斜加算以外は「ネットワーク化活動計画」の作成が必須条件

(4) 令和7年度の交付金支払いについて

第6期対策初年度…集落協定の認定時期が遅い（10月30日）



集落への交付金の支払いも遅くなる
(取組面積が未確定のため)



令和6年度を取組面積をベースに交付金の一部
を協定認定前に交付手続き
(9月頃を予定)

1回目交付金支払額 =
令和元年度取組面積の5割 × 8割単価

令和元年度の年度交付額の約4割

〈お願い〉

- ・ 交付金が入るまで自治会等から借入し、活動していただく。
- ・ 日当の支払いであれば、交付金が入るまで、待っていただく。
などの方法で、当面は活動を実施してください。

今後のスケジュール

8月31日 集落協定書 提出

9月～10月 交付申請書 提出

10月～12月 交付金の支払い（1回目）

9月中旬～10月下旬 現地確認